

【事例8】非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、非上場株式である甲株式会社の株式 50,000 株と現金 500 万円の贈与を受けました。私は、贈与を受けた株式について、非上場株式等についての納税猶予の特例<sup>(注1)</sup>の適用を受けます。父は直系尊属であり、平成 27 年 1 月 1 日において、私は 20 歳以上です。「特例税率」<sup>(注2)</sup>を適用して暦年課税により申告します。

- (注) 1 特例の概要については、72 ページを参照してください。  
2 「特例税率」については、2 ページを参照してください。

高松 税務署長 平成 27 年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書) F D 4 7 2 5

提出用 務受付印 住所 高松市〇〇丁目×番×号

フリガナ タカマツ シロウ

氏名 高松 仁郎

生年月日 3 5 1 1 1 2 1 職業 会社役員

税務署整理欄(記入しないでください)

第一表 (平成 27 年分以降用)

私は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例の適用を受けます。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)		取得した財産の明細		財産を取得した年月日	
住所	氏名	種類	数量	単価	財産の価額(単位:円)
高松市〇〇丁目×番×号	高松 一夫	株式 甲株式会社	50,000株	1,400	平成 27 年 11 月 20 日
高松市〇〇丁目×番×号	高松 一夫	現金・ 預貯金等			平成 27 年 11 月 20 日
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)					① 1 7 5 0 0 0 0 0 0
ii 一般贈与財産分					平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)					②
配偶者控除額(右の事実該当する場合には、私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)					③
暦年課税分(③の控除後の課税価格)					(単位:円)
I 合計欄					
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④	1 7 5 0 0 0 0 0 0	課税価格の合計額(①+②+③)	⑬	1 7 5 0 0 0 0 0 0
基礎控除額	⑤	1 1 0 0 0 0 0 0	差引税額の合計額(納付すべき税額)(⑬+⑭)	⑭	3 4 2 4 5 0 0 0
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	7 3 9 0 0 0 0 0 0	農地等納税猶予税額	⑮	
⑥に対する税額(「贈与税の速算表」を使用して計算します。)	⑦	3 4 2 4 5 0 0 0	株式等納税猶予税額	⑯	1 6 3 0 0 0 0 0
外国税額の控除額	⑧		医療法人持分納税猶予税額	⑰	
医療法人持分税額控除額	⑨		申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰)	⑱	1 7 9 4 5 0 0 0
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩	3 4 2 4 5 0 0 0	この申告書が修正申告書である場合	⑲	
相続時精算課税分の課税価格の合計額(特定贈与者ごとの第二表の①の金額の合計額)	⑪		申告期限までに納付すべき税額の増加額	⑳	
相続時精算課税分の差引税額の合計額(特定贈与者ごとの第二表の②の金額の合計額)	⑫				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第 30 条の書面提出有  通信日付印 確認者

税理士法第 33 条の 2 の書面提出有  確認者

(資 5-10-1-1-A4 統一)(平 27.10)

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

暦年課税による贈与税額の計算に当たっては、82、83 ページの「贈与税(暦年課税)の税額の計算明細」を活用ください。

「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の「3 株式等納税猶予税額の計算」の④(55 ページ参照)から転記します。

事例 8

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号(12 桁)の記載は不要です。社会保障・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名	高松 仁郎	贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	高松 一夫
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
<b>1 特例受贈非上場株式等に係る会社</b>			
① 会社名	甲 株式会社	⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名	代表取締役
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	××××××（高松 署）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成15年 4月 1日
③ 事業種目	金属加工機械製造業	⑨ 経済産業大臣の認定年月日	平成27年 12月 12日
④ 贈与の時に資本金の額	25,000,000 円	認定の状況	認定番号 ××××
⑤ 贈与の時に資本準備金の額	5,000,000 円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
⑥ 贈与の時に従業員数	20 人		
<b>2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細</b>			
受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)
27・11・20	60,000 株・円	40,000 株・円	50,000 株・円
			④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)
			⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
			⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額) (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可
	30,000 株・円	30,000 株・円	1,400 円
			⑧ 1株 (円) 当たりの価額 (裏面の「3」参照)
			⑨ 価額 (⑦×⑧)
			42,000,000 円
<b>3 株式等納税猶予税額の計算</b>			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
42,000,000 円	1,100,000 円	40,900,000 円	16,300.00 円

（平成27年分用）

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

申告書第一表の⑩（54ページ参照）に転記します。

<b>4 特例受贈非上場株式等の内訳等</b>			
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	.	.	株・円
ロ	.	.	株・円
ハ	.	.	株・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。			

<b>5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</b>							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
所在地				会社名			
				代表者氏名			
				印			
※ 税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認							

※印欄には記入しないでください。

(資5-11-6-A4統一) (平27.10)

非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の添付書類

この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注) 担保提供関係書類が別途必要となります。

提出書類	
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」（上記参照）に必要な事項を記載してください。）
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時に贈与の会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数を確認できる書類等（その会社が証明したものに限りません。）
3	贈与の時に贈与の会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し
5	外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書